

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年2月22日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第1号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に出席しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項及び第28条第1項に規定する出席委員とする。

4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。